

第3回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年3月16日(月)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 生産緑地の買取り申出に伴う意見について
(申請件数 1件)
- 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 2件)
- 議案第3号 武蔵村山市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 7件)

応召委員(13名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のため出席 した者(事務局)	事務局長	古川 敦司
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後3時57分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠ありがとうございます。

これより第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員

会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、3番藤野政彦委員、9番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、生産緑地の買取り申出に伴う意見について、1件の照会がございました。

1件目、令和2年2月28日付で市長より照会があり、主たる従事者、土地の所在地、地積、地目は記載のとおりとなります。故障事由については、別添の診断書のとおりとなっております。また、2月26日に申出者と面談を実施しております。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を伊東副部長に報告していただきます。

それでは伊東副部長、よろしく願いいたします。

5 番
(伊東 誠司君)

本日午後2時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、カリフラワー、ホウレンソウ、ブロッコリーが栽培されておりました。②の農地は、栗、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

また、2月26日に会長、職務代理、土地利用部会長、

事務局で、市役所内において農業者に農業従事者の状況等を調査しており、農業に従事していたことを確認しておりますので、農業の主たる従事者として認めてよろしいと思われれます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、奥住委員。

1 2 番
(奥住 雄一君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」は、農業委員会の意見を添えて、都市計画課に報告したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、主たる農業従事者であると都市計画課に報告いたします。

次に、議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第 2 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、2 件申請がございました。

申請番号 1 番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和 2 年 3 月 2 0 日、申請人本人の故障により、生産

緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

申請番号2番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和元年9月30日、申請人の母の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を伊東副会長に報告していただきます。

それでは伊東副会長、よろしくお願いいたします。

5番
(伊東 誠司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、カリフラワー、ホウレンソウ、ブロッコリーが栽培されておりました。②の農地は、栗、一部作付け準備中でした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、サヤエンドウ、麦、ネギが栽培されておりました。②から⑥の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、奥住委員。

12番
(奥住 雄一君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

なお、2番の申請地につきましては、私が現地を確認しております。他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「武蔵村山市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」であります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、「武蔵村山市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」でございます。

本件は、令和元年12月11日付で、一般社団法人全国農業会議所からの依頼を受けて、農業委員会総会において、農業委員会の法令遵守に関する申し合わせ決議について毎年1回以上実施するものでございます。

決議文の内容につきましては、議案書に記載されているとおりでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第3号「武蔵村山市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、決議をしたいと思えます。御異議等ございませんか。

委員	異議なし。
議長 (田代 敏夫君)	<p>ありがとうございました。異議ないようですので議案第3号につきましては、決議することといたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、2件ございます。</p> <p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。</p> <p>申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、いずれも一般住宅でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (田代 敏夫君)	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>はい、大口委員。</p>
10番 (大口 貴司君)	1番の届出地ですが、現地を確認しております。
議長 (田代 敏夫君)	はい、石川委員。
4番 (石川 裕一君)	2番の届出地ですが、現地を確認しております。
議長 (田代 敏夫君)	他に御意見等ございませんか。
委員	なし。
議長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了いたします。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、7件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、7件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、いずれも一般住宅でございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、4番、5番、6番、7番の届出地につきましては、私が現地を確認しております。

はい、川島委員。

1番
(川島 修君)

2番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

はい、藤野委員。

3番
(藤野 政彦君)

3番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これもちまして第3回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時12分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和2年3月16日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩